

第3期鎌ヶ谷市地域福祉計画の令和元年度事業に対する意見一覧表②（地域福祉計画策定・推進委員会より）

意見	基本目標	主な取り組み	担当課	取組みに対する意見、要望、協力できることなど	市の考え（事業担当課）
1	1地域で支えあう取り組みを推進します	01) ふれあい活動・支えあい活動に対する支援 02) 市民との協働による地域福祉活動の支援 03) 乳幼児、児童から高齢者まで見守る体制の充実 04) 民生委員児童委員、保健推進員などの活動支援 05) 活動拠点の整備と活用 06) 地域福祉コーディネーター（相談員）の配置と相談体制の充実 07) ボランティア活動への多様な人々の参加促進や人材育成等の総合的な支援 08) 市民活動の支援 09) 生涯学習機会の拡充 10) 高齢者の持つ知識や技能を活かす場の提供と活動団体の育成	社会福祉課	<p>●地域の福祉団体、民生委員等の活動の充実や、支えあい拠点を増やす、多様な担い手を増やす等の「施策」は理解できますが、そもそも支えあいをさらに推進しないといけないという必要ポイントが不明確です。非定量的な事項も多く、進捗管理・評価がなかなか難しく感じました。</p> <p>鎌ヶ谷市では、他の市町村に比して、一人暮らしの高齢者が多い、あるいは障がい者がといった現状に対する具体的な必要ポイント（支援者、福祉団体の数、質、ボランティア等の数等々）があるかと思えます。住民数に対して、民生委員が何人不足しているのか、福祉団体、関係機関の数は十分なのか、支えあいにとって何が不足しているのか、ボランティアを増大するとしても、鎌ヶ谷市としては現状どのレベルにあるのか、近隣の市と比較してどうなのか等々をさらに明確にすれば、個別具体的な取組みに対する評価もしやすいと思えます。個人情報には該当しないレベルで、「課題」をより明確にいただけると努力の方向感をもっと具体的につかめると思えます。</p> <p>また、冊子「第3期地域福祉計画」の26ページに、「電気、ガス、生活協同組合などの宅配、新聞、郵便、コンビニエンスストアなどの小売業者など民間事業者の協力をいただき・・・」と記載があります。しかし、進捗管理・評価一覧表には、この取組状況や、その成果についての記載が見当たりません。民間事業者が地域の中でボランティアとして支えあい活動に取り組むのは大変素晴らしいことだと思いますし、継続的に取り組むことで大いに成果も上がり、住民の安心感にも繋がっていくものと思えます。市や福祉団体から民間事業者に対しての継続的な関わり、市民に周知していく（民間事業者の宣伝になっても良いと思う）ことも大切にならうかと思えます。</p>	<p>地域福祉計画は、地域福祉に関わる様々な課で実施している事業を記載していることや、進捗管理で示す評価指標を定めていることから、個別具体的な取組に対する評価等は、各担当課で実施していただいているところですが、実施した事業の内容や評価の欄に個別具体的な評価等示せるものは記載をしていくことで、課題などをより明確にしていきたいと考えています。</p> <p>また、民間事業者の見守り活動については、主に新聞配達事業者や乳飲料販売店など、比較的高齢者となつなかりが深い事業者に協力をいただき、自宅に訪問した際、何らかの異変を感じた時には躊躇することなく市や地域包括支援センターに通報をお願いしております。この取組に対する成果等については、すでに定めている取組事業及び評価指標等の都合上、現状記載しておりませんが、ご指摘を踏まえ、今後担当課と協議のうえ、調査研究してまいりたいと考えています。</p>
2	2必要な相談・情報・支援が得られるしくみを推進します	11) 様々な相談窓口の周知 12) 高齢者の相談支援体制の充実 13) 子育ての相談支援体制の充実 14) 障がいのある人の相談体制の充実 15) 生活困窮者への自立支援 16) 情報発信の強化 17) 地域活動や学習活動を通じた直接的な情報提供手段の模索	社会福祉課	<p>●現在の地域福祉にとってメインとなる施策であろうかと思えます。かつては、高齢者、障がい者中心の給付（金銭、現物、サービス）で済んでいたことが、全世代型社会保障へ転換する中で、これに加え、雇用、子育て、低所得、住まいといった項目についても求められています。さらに、給付に至る前からの「相談支援」とプロセス的な性格を持つようになってきたと言われていています。</p> <p>社会福祉法において、包括的支援体制の整備は努力義務とされているところですが、高齢者介護にしる、生活困窮者支援、さらに子育て、低所得支援にしる、在宅で介護せざるを得ない人はどれくらいいるのか、市内に非正規社員で低所得の人がどの程度居住しているのか、シングルマザーは、貧困と言われる子どもはどの程度いるのか、8050問題はありますかといったことについても把握しておく必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>こういったことについては、支援を必要としながらも、なかなか自ら相談には動けない人も多し、デリケートな個人情報となりますので、情報共有も難しいところではないのでしょうか。昔であれば、大半の問題は企業に雇用されることで解決していましたが、現在は非正規社員の低所得問題もあり、働いていても組合健保がない、生活保護スレスレの状態の人も多いと聞きます。</p> <p>事業の推進にあたっては、さらに相談窓口の周知、相談員の質の向上も必要でしょうし、支援する側からのアウトリーチも必要となってくるところです。従前からの福祉団体や機関、ボランティアでは対応できないことも多くあるのではないかと心配するところです。特に、新規事業である「生活困窮者への自立支援」については、さらに積極的にPRを行っていただくことと、住民に寄り添える専門支援者の育成が大切になるものと思えます。</p>	<p>近年、問題が多様化・複雑化した相談内容が増加していることから、相談支援体制の整備や相談窓口の周知は、今後も引き続き取り組んでいくべきものであると考えています。</p> <p>生活困窮者の自立支援事業については、引き続きホームページ等により事業を周知していくとともに、就労支援員や家計改善支援員の積極的な研修への参加などを通し、住民に寄り添えるより細やかな支援を行えるよう、取り組んでまいります。</p>